

# 第14回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 1 4 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 7 年 8 月 2 4 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 8 番 田中 明委員 9 番 萩原正弘委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 9 月の農業委員会総会の日程について  
② 平成 2 7 年度県外視察研修について  
④ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午後 2 時 2 0 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

6番 加山和義君

---

開会 午後 1時30分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、こんにちは。

それでは定刻になりましたので、第14回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、加山委員より欠席の連絡が入っております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○柴崎会長 こんにちは。

本日はお忙しいところ、第14回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

前回の総会の後に暑気払い、盛大に行うことができました。ありがとうございました。

また、8.1.調査ですが、皆様のご協力によりまして無事全部揃いました。ありがとうございました。

それでは、農業委員会総会を始めたいと思います。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 第14回農業委員会総会議事録署名委員ですが、8番、田中明委員、9番、萩原正弘委員にお願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案に移ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明、お願いいたします。

○事務局（高橋） まず、議案書を読み上げる前に、議案第1号と議案第2号につきましては関連している案件であるため、同時に議事を進行させていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○事務局（高橋） ありがとうございます。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 ありがとうございます。

議案第2号につきましては、A委員が申請人になっており、和光市農業委員会会議規則第10条に、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの議事参与の制限が定められています。このため当議案の採決が終わるまでの間、A委員の退席をお願いいたします。

（A委員退室）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第4条許可申請承認と議案第2号の農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で農地以外のものに転用するための申請と、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

農地法第5条の申請者であるAさんは、お母様のBさんとともに、これまで新倉3丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*を耕作されてきました。しかし、お母様が高齢となり、お二人での耕作が困難となっていた折に、株式会社Cが、現在使用中の駐車場兼資材置場について、土地所有者から相続を理由に数カ月以内に返還するよう求められ、近隣で代替地を探していることを聞き及びました。そのため、株式会社Cの自己資金で自社施工により駐車場兼資材置場を造成し利用することで賃貸借契約の合意に至ったことから、駐車場兼資材置場を目的として転用の申請が出されました。

これに伴い、現在、駐車場として利用している新倉3丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*の一部を、その通路として利用するため、通路となる場所に、現在駐車中の車両を引き続き駐車できるよう、農地法第4条の申請がなされました。

こちらの申請人はBさんとなっております。貸駐車場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

農地法第5条の申請地である新倉3丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*については、南側を開口部とし、幅8メートルの出入口を設けます。場内全体は高低差があるため、北側部分に

については厚さ30センチ程度盛土をした上で、厚さ20センチの砂利敷きをし、出入口付近については厚さ20センチのコンクリート舗装で仕上げます。

周囲については、北側境界と東側境界には単管パイプと万能鋼板の上に1.8メートルのガードフェンスを設置、西側境界には単管パイプと2メートルの鋼板を設置予定です。

また、農地法第4条の申請地である新倉3丁目\*\*\*\*番\*については、整地し砂利を敷く予定となっており、特にフェンス等は設置いたしません。

農地法第5条の申請地の使用予定業者である株式会社Cは、上下水道工事、土木工事等を主たる業務とし、本店所在地は東京都練馬区下石神井1丁目\*番\*\*号となります。株式会社Cは、現在、東京都練馬区下石神井1丁目\*\*番\*号を借りて駐車場兼資材置場として利用しておりますが、数カ月以内の返還を求められており、申請地を一括で借りてダンプ17台、キャブオーバー3台、ライトバン6台、ユンボ6台を収容予定です。

続きまして、農地法第5条の許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令との調整は必要ございません。

また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により予定台数の収容が可能であることから、妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、東側、北側が隣接しておりますが、万能鋼板、ガードフェンス、単管パイプの設置により砂利等の飛散を防除し、通風、日照等にも配慮する予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、東側隣地所有者のDさん、北側隣地所有者のEさん、Fさんより、異議なく同意を得ております。

また、農地法第4条の申請地については、既存駐車場の利用者が引き続き駐車をする予定となっております。

農地法第4条の許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、こちらも他法令との調整は必要ございません。

計画の資金調達については、こちらも工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により予定台数の収容が可能であることか

ら、こちらも妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、東側が隣接しておりますが、隣地境界に既に設置されているブロックにより、砂利等の飛散を防除する予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、こちらも影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、東側隣地所有者のDさんより、異議なく同意を得ております。

最後に、農地の区分についてですが、農地法第4条の申請地については、農地法施行規則第43条第1項、「水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地からおおむね500メートル以内に、2以上の教育施設、医療施設が存すること」に該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。また、農地法第5条の申請地については、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等又は公共施設等が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。この議案は、参考人の方を呼んでおりますので、参考人の方に入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者のBさん、Aさん、Cさんの代理人といたしまして、G土地家屋調査士事務所のGさんに来ていただきました。

Gさん、本日はどうもご苦労さまです。

本委員会では、内容を説明していただき、委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

では、まず説明をお願いいたします。

○参考人(G) 当地は、申請人が平成13年に父親から相続し取得した土地です。現在まで母親と一緒に耕作をしてまいりましたが、高齢化に伴い、耕作するのが非常に困難になってまいりました。また、ほかにも耕作している土地があり、今後、農地の管理をどのようにしていくか悩んでおりました。

今回、知り合いより東京都の水道指定業者として許可を受け営業している会社が、立ち退きにより駐車場兼資材置場の敷地を探していると聞き、面談をいたしました。事情を伺ったところ、現在、練馬区下石神井の本社で利用している敷地が貸主の相続に伴い、立ち退きをするように強く催促を受け、同等の土地を探しておりますが、候補地が全くなく困っております。現在、付近の新倉4丁目に100坪ほどの土地を借りており、その地主さんに相談したところ、当地を紹介され、今回、話がまとまり申請の運びになりました。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問ある方、挙手をお願いいたします。

石田委員、お願いします。

○石田委員 この場所、奥のほうに行くと、ちょっと低くなるみたいですが、平らにしていくという形なんでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 一番奥が高低差が多少多いものですから、一部法面をつけまして、隣接敷地からあまり盛らないような形を今回とりますけれども、大体道路面と同じような高さで今回計画しております。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 雨が降ったときに、下流側の畑に泥が流れていってしまうとか、砂利が流れていってしまう心配はないでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 万能鋼板で今回、横積みに土どめをしまして、その手前に1メートル80程度のガードフェンスを設けるんですが、その万能鋼板の土どめで砂利等は流出しないように十分注意いたします。

○柴崎議長 いいですか。

石田委員。

○石田委員 このCさんという会社の住所が下石神井1丁目になっていますが、相続で退去ということで、事務所はこれは同じ場所なのでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 事務所は現在、やはり候補地を今探しておりますが、都内の水道の指定業者

なもので、都内に営業所がないといろいろ書類的に難しいものですから、やはり現在の下石神井の付近に店舗、事務所を設ける予定です。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 では、この場所に仮でも事務所を建てるとか、そういう予定はないですね。

○参考人（G） はい、こちらはあくまで車の駐車場と資材の置き場ということで、建物等は建てません。

○柴崎議長 よろしいですか。

○石田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。

畑中委員。

○畑中委員 この場所なんですけれども、ちょうど市道5メートルの道路に面していると思うんですけども、この地区、ちょうど前の道なんですけど、抜け道になっている部分があると思うんです。ふだんでも交通量がちょっと多くて、5メートルという道幅しかありませんし、近くに高校等がありまして、時間帯によっては人もかなり、学生も通る道なんです。ちょっと道幅が狭いところに、大きいトラックが入りますので、安全対策について、コーナーミラーをつけるとか、そういう道路に対して、何か検討されていることがあるのでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） ミラー等は検討していないんですが、通学路、通学の時間帯をなるべく避けまして、通学の児童等には迷惑をかけないように進めたいと思います。何台か一緒に出る場合は、それぞれ誘導しながら安全に通行していきたいと思います。

以上です。

○柴崎議長 畑中委員。

○畑中委員 本当にここは私もよく利用する道なんですけれども、やはりどうしても抜け道となっている部分が多々ありまして、かなりの車がすれ違います。ちょっと狭いような部分があるので、あってはならないことだと思うんですけども、そういう事故とか、そういうものに気を付けていただきたいと思います。

○参考人（G） はい、十分注意して使用するようにいたします。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 通学時間帯に出入りする車両というのは何台か決めてやるか、全部許可をとるのでしょうか。通学時間帯に通行するには、運転手と車を指定しなきゃならないと思うんです

が、その点はいかがでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人(G) 基本的には、なるべくその時間帯を避けて通るように、話を今しています。  
何台かは警察に許可を受けて、通れる車も用意できれば用意するようにいたします。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 1日何台ぐらい予定しているんですか。

○参考人(G) そうですね、具体的にはまだ台数までは決まっていらないんですが、諸事情を見まして、それに合ったような形に進めていきたいと思いますが。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 事務局で後で確認して、通学に支障がない程度の許可ということで確認してください。結構台数が多いですからその中の何台許可が得られるかどうか、お願いします。

○柴崎議長 よろしいですか。

○加藤委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、ほかに質問がないようなので、本日はどうもご苦労さまでした。

○参考人(G) ありがとうございます。

(参考人退室)

○柴崎議長 議案につきまして、ほかに何か意見等があったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

1号と別々で採決は行いたいと思います。

まず、議案第1号 農地法第4条許可申請承認について、許可相当に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請承認について、許可相当に賛成の方の挙

手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

(A委員入室)

---

### ◎協議事項

#### ①9月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 協議事項①番、9月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項①9月の農業委員会総会の日程について。

9月の農業委員会総会の日程についてですが、事務局案として、25日金曜日の1日だけのご提案で申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。時間は午前9時半か、もしくは午後2時の開始でお願いします。場所は、第2委員会室になります。日程調整のほど、よろしく申し上げます。

○柴崎議長 今回は25日ということなのですが、それでご協力をお願いしたいんですが、午前、午後、どちらかなんですけれども。

(「午前中をお願いしたい」の声あり)

○柴崎議長 午前中がいいですか。

では、午前中ということで、25日の9時半からでお願いいたします。

---

#### ②平成27年度県外視察研修について

○柴崎議長 次、②平成27年度県外視察研修について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項②平成27年度県外視察研修について。

平成27年度県外視察研修についてということで、視察先、時期などについて委員の皆様から何かご意見等、もしくは視察先に関してご希望等ございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。もし希望がなければ、事務局である程度、候補を絞らせていただいて、調整させていただければというふうに思います。

参考といたしまして、過去5年間の視察先を申し上げます。

平成22年度、みずほの村市場と株式会社三鷹ファーム、平成23年度、今採り農産物直売所

かしわで、それと多古町旬の味産直センター、平成24年度、横浜市環境創造局みどりアップ推進部農業振興課と北部農政事務所、平成25年度は、千葉県匝瑳市ふれあいパーク八日市場、昨年度は、茨城県常陸太田市水府愛農会と茨城県行方市の有限会社くらぶコアとなっております。

時期は大体1月から2月に視察している形になります。

それでは、ご協議のほどよろしく願いいたします。

○柴崎議長 県外視察について、まず時期なんですけど、年内は、事務局としては農産物共進会などで忙しいので、2月にお願いしたいということなんですけど、2月でよろしいですか、1月末から2月にかけて。

視察先は何かありましたら提案をお願いします。

○齋藤委員 候補地というのは、もう幾つか挙がっているんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 具体的に絞り込んでいるというところではないんですけども、各自治体において、農業委員会としての活動をしている自治体もございます。例えば昨年度は北足立農業委員会連絡協議会では、神奈川県南足柄市での視察がありました。市民農業者制度といった、市民のリタイアされた方を労働力を活用するような制度を立ち上げたところもございます。今後、都市農業の動向が注目されておりますが、都市近郊における活動についても、視察先として候補に上げたいと思っているところです。

以上です。

○柴崎議長 県外視察と書いていますけれども、県内じゃ、まずいんですか。

○事務局（渡辺） 明確な規定はないところなんですけれども、これまでは県外へ先進事例を見ていたということで、ただ、県内ではいけないということではございませんので、例えば午前中、県外を見て、午後県内という形、そういった形での選び方も可能なのかなとは考えております。

○柴崎議長 昔は県外といって1泊で行ったから県外なんだけれども、今は日帰りになっていますから、別に県外にこだわる必要はないと思います。

○石田委員 毎回いいところに視察に行っているんですけども、ちょっと前回あまりにも地方に出ちゃって、和光の事情とかなりかけ離れているので、やっぱりこの辺の事情まで考えると、視察で参考になるのは都市近郊型の部分がいいのかなと。あまり遠くに行かないで、県外だったら東京都でもいいし、神奈川県あたりぐらいの、やっぱり住宅地があって、都市

近郊型農業地域が、やっぱり同じような問題があるんじゃないかと思われるので、できたらあまり遠くじゃないところを、遠くでも条件が同じようなところで、ぜひ探してもらいたいなと思います。練馬あたりだって別に構わないので。

○事務局（渡辺） はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかにご意見等、あったらお願いします。

いいですか、では、あとは事務局に。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 時期なんですけど、1月の末から2月ぐらいということなんですけど、そちらはどうでしょうか。毎年そうなっちゃうんですけども、本当はもっと変えたほうがいいとは思ってますけれども、なかなかスケジュール的に調整できない状況です。

加藤委員、何かありますか。

○加藤委員 いろいろ予定が入ってくるから、できるだけ早目に日にちだけは決めてください。

○柴崎議長 では、お願いします。

---

### ③その他

○柴崎議長 協議事項、その他、事務局お願いします。

○事務局（青木） 協議事項③その他としまして、1点目がお配りしました和光市都市計画生産緑地地区の変更ということで、お手元の資料をご覧いただきたいと思いますが、こちらは生産緑地を所管する建設部都市整備課より生産緑地地区の変更について、農業委員会に意見の照会がございました。

それでは、簡単に中味のご説明をいたしますが、1枚めくっていただきまして、和光都市計画生産緑地地区の変更ということで、1、都市計画生産緑地地区中第62号生産緑地地区ほか3地区を次のように変更するというので、こちらは面積と区域の変更になります。

2、都市計画生産緑地地区中第64号、第91号、第107号を廃止する。

3、都市計画生産緑地地区中第106号地区を第106-1号及び第106-2号に分割し、面積を次のように変更するというので、理由としましては、法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するというものになっております。

今回は以上で、新規の追加指定はない形になります。

次のページから新旧対照表、変更概要書、理由書、地図が添付されておりますので、詳細に示されておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上となりますので、何かご意見等ございましたら、おっしゃっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 生産緑地の地区の変更ということで、ここに出ているのは、多分、相続とかで生産緑地を解除したものがほとんどだと思うんですが、今日、出たこの変更についてということは、11月ぐらいに開かれると思うんですが、市の都市計画審議会に上がりまして、それで正式な手続をとって生産緑地は解除されるという、都市計画上の扱いになります。

石田委員。

○石田委員 すみません、行為制限の解除ということについて、どういうことなのか詳しく説明してください、お願いします。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 行為制限の解除といいますのは、正式に生産緑地を外れるというのは都市計画審議会の決定を受けてからになります、地権者が買い取り請求をして、市が買い取らない旨の回答をすると行為制限が解除されるということになります。

以上です。

○柴崎議長 まだその段階なわけですね、まだ都市計画審議会が開かれてないから。

○事務局（青木） 都市計画審議会は、まだ開かれる前でございます。

○柴崎議長 石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 市が買い取らないという旨の意思を表示したということですね、わかりました。

○柴崎議長 ほかにご質問、ご意見等があったらお願いします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 ほかに何か気づいたことがあったら、事務局に連絡をお願いいたします。

和光都市計画生産緑地地区の変更については、以上といたします。

次、事務局お願いします。その他。

○事務局（青木） その他は特にございません。

---

## ◎諸報告

### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告。

1 番、会長専決、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告①会長専決。

今月の会長専決につきましては、4 条の届出が 1 件、5 条の届出が 3 件となっております。ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認いただきたいと思います。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま会長専決、写真が回りましたが、ご質問等があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

---

## ②その他

○柴崎議長 事務局、次、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告②その他。

諸報告、その他ですけれども、3 点ほどございます。

1 点目が 2015 和光市民まつりへの模擬店出店の申し込みを行いましたので、ご報告をさせていただきます。

詳しい内容につきましては、まつりが近づきましたら、いろいろとご協議していただく形になるかと思っておりますけれども、本年もよろしくお願いいたします。

2 点目が、今週の金曜日の 28 日ですが、羽生市で行われる農業委員研修会についてのご案内ですが、日程を、今日お配りしていますが、10 時 50 分に市役所の駐車場に集合していただきまして、11 時に市役所を出発する形にしたいと思いますので、10 時 50 分に市役所駐車場の下の段に観光バスが待機しているかと思っておりますので、そのあたりに集合していただきますようお願いいたします。もし、ご都合が悪くなった場合は、お昼の予約の関係もありますので、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

3 点目ですけれども、10 月 28 日に、石川県の野々市市農業委員会が視察に来るということでご報告いたします。視察内容としましては、農地面積が 200 ヘクタール未満の同規模である農業委員会の活動についての視察をしたいということでございます。柴崎会長と石田代理はご出席のご予定ですが、そのほかご出席できる委員の方がいらっしゃいましたらご出席いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

諸報告、その他については以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

まず、「じゃがべえ」ですが、今年度も実施するので、皆様のご協力をお願いいたします。

それから28日の農業委員の研修会ですが、都合が悪い方は、この場合、出欠はいいんですか。

○事務局（青木） 今わかる方がいれば、教えていただいても大丈夫です。

○柴崎議長 齋藤委員はご都合が悪いですか。

○齋藤委員 都合が悪いです。

○柴崎議長 吉田委員、議会、大丈夫でしょうか。

○吉田委員 大丈夫です。

○柴崎議長 では、齋藤委員以外、出席ということでよろしくをお願いいたします。

それから最後に、10月28日の石川県野々市市の農業委員会が研修に来るということです。

（「時間は」の声あり）

○柴崎議長 今の野々市市の視察ですが、10時半からです。

10月28日、規模と条件は違うんですが、200ヘクタール以下で農業委員会を設置している市ということで、視察に来るということなので、よろしくをお願いいたします。

次、ほかに事務局、何か、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 ほかに委員の皆さんから、何かご意見、ご質問等、何でも結構ですので、あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

---

### ◎閉会

○柴崎議長 それでは、本日も皆様のご協力によりましてスムーズな議事進行をすることができました。

それでは、第14回和光市農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時20分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年11月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 田中 明

署名委員 萩原 正弘